

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会
JNA 認定校規程

2026 年 4 月 1 日施行



特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会

JNA 認定校規程

第1条 総則

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会(以下、「協会」という)は、ネイルに関する知識、技術の普及とネイリストの技能の向上を図るため、定款に定めた理念に基づき、JNA 認定校制度を設け、諸基準について定める。

1. 目的

JNA 認定校は、協会が推奨するネイルに関する知識・技術の専門教育を実施し、サロンワークに直結する実践的で健全なネイル技術の普及および公衆衛生の向上に寄与するネイリストの養成を目的とする。

2. 定義

本規程において、次のように用語の意義を定める。

「ネイル教育」とは、ネイルケア(爪の手入れ)、ネイルエクステンション(爪の造形)、ネイルリペア(爪の修理・補強)、ネイルアート(爪の装飾)等の爪に係る施術を行うために必要な知識および技術教育全般をいう。

3. 教育学科の種別

本規程において、JNA 認定校が行うネイル教育を次のように大別する。

- (1) 本規程が提示する認定条件をすべて満たしたネイル専門教育に特化する教育課程を「ネイル専門学科」と定める。
- (2) 厚生労働大臣指定理容師・美容師養成施設が行う、協会の趣旨に則した理美容ネイル教育課程を「理美容ネイル学科」と定める。
- (3) 「理美容ネイル学科」が設置されている学校(以下「理美容学校」という)が、理容師・美容師養成教育以外の設置学科で行う協会の趣旨に則したネイル教育課程を「理美容ネイル専攻学科」と定める。

また、理美容学校を設置する同一の法人が有する文部科学大臣認可の大学あるいは専門学校で行う協会の趣旨に則したネイル教育課程についても「理美容ネイル専攻学科」と定めることができる。

4. JNA 本部認定校制度

JNA 認定校のうち、長期にわたり本規程が定める目的を理解し、運営している学校に対して、別途定める JNA 本部認定校制度細則の申請条件を満たし、審査を経て適切と認められた学校を「JNA 本部認定校」と定めることができる。JNA 本部認定校の権利および特典については JNA 本部認定校制度細則に基づくものとする。

第2条 JNA 認定校の申請基準

JNA 認定校の申請をする教育施設は、ネイル専門教育を実施するにあたり、次の要件をすべて満たしていなければならない。

1. 協会の法人正会員であること。

2. 教育実績について

申請時において2年間以上の教育実績があり、教育実績に応じたネイリスト技能検定試験の受験実績および合格実績があること。ただし、理美容学校は除く。なお、ネイル専門学科に申請する学校の教育実績については、別途定める JNA 認定校(ネイル専門学科)の申請手続きと申請基準細則の「教育実績基準」に基づくものとする。

3. 教育形態と開講日数について

通学制でネイルに関する授業を週3回以上開講していること。ただし、理美容学校、大学、専門学校は除く。(JNA 認定校として認定の対象となるのは登録された施設での通学制であり、登録されていない施設および通信教育は対象外となる。)

4. 指定カリキュラムについて (別表①参照)

カリキュラム履修における1時間の実質時間は50～60分とし、50分に満たない場合は、不足分を指定カリキュラム時間数に上乘せすることとする。

※コース別履修時間一覧

	ネイリストベーシックコース (ネイリスト技能検定試験 3級相当)カリキュラム	ネイリストアドバンスドコース (ネイリスト技能検定試験 1～3級相当)カリキュラム
ネイル専門学科	履修時間:40時間以上 履修期間:6ヶ月以内	履修時間:240時間以上 履修期間:1年以内
理美容ネイル学科	履修時間:40時間以上 履修期間:在学中	
理美容ネイル専攻学科	履修時間:40時間以上 履修期間:1年以内	履修時間:240時間以上 履修期間:2年以内

(1) ネイリストベーシックコース(ネイリスト技能検定試験3級相当)カリキュラムおよび時間数を定められた期間内に修了できる授業計画を有すること。

(ア) ネイル専門学科は、6ヶ月以内の期間で40時間以上の授業計画を有すること。

(イ) 理美容ネイル学科は、在学期間に40時間以上の授業計画を有すること。

(ウ) 理美容ネイル専攻学科は、1年以内の期間で40時間以上の授業計画を有すること。

(2) ネイリストアドバンスドコース(ネイリスト技能検定試験1～3級相当)カリキュラムおよび時間数を定められた期間内に修了できる授業計画を有すること。

(ア) ネイル専門学科は、1年以内の期間で240時間以上の授業計画を有すること。

と。大学または専門学校が設置するネイル専門学科については、学則で定めた修業期間内に 240 時間以上の授業計画を有することとする。

(イ) 理美容ネイル学科は、この条件を除外する。

(ウ) 理美容ネイル専攻学科は、2 年以内の期間で 240 時間以上の授業計画を有すること。

(3) JNA ジェルネイル技能検定取得を目的としたコースを設置する際は、別途定めるカリキュラムを参考に授業計画を設計すること。(別表②参照)

(4) JNA ジェルネイル技能検定試験の校内筆記試験・自校実施を開催する際は、別途定めるカリキュラムを修了すること。

5. 教材について

(1) 協会指定のテキストを必携とする。

(2) 協会発行の DVD 教材等を副教材として使用すること。その他については JNA 認定校の裁量とする。

(3) 協会が定めたネイルケアに関するアイテムリストに準拠した用具・用材を使用すること。その他については JNA 認定校の裁量とする。

6. 施設・設備・備品等について

使用する施設は、建築基準法・消防法を順守し、次の項目を満たすこと。

(1) 教室は、教育専用で使用することとし、教育以外の目的で使用しないこと。床面積は 20 m² (6 坪) 以上とし、隔壁で固定され、出入り口が確保されていること。

(2) 毎回の授業に対応するテーブル・イスを常に備えていること。

(3) 教室内の採光、照明、換気が十分行える構造設備であること。

(4) 授業で使用する黒板、またはホワイトボード等を有すること。

(5) 皮膚に接する器具・用具類を消毒する設備または器材を備えていること。また、消毒に必要な器材、紫外線消毒器および複数の種類の消毒剤を備えていること。ただし、施設内に消毒設備の設置ができない場合は、建物内の共同設備を使用すること。

(6) 適切に消毒を行い、消毒済みのものを管理すること。必要に応じて収納ケース等を備えること。

(7) 防災設備については、スプリンクラー設備を設けること。ただし、スプリンクラーの設置ができない場合は、消火器を完備すること。また、非常口等の避難口を確保すること。

(8) トイレは施設専用とし、専用の手洗い設備を設けること。ただし、施設内にトイレの設置ができない場合は、建物内の共同トイレを使用すること。

(9) 1 回の授業を実施する際の生徒数に応じた機器、用具、用材等を備えること。

(10) 同一建物内に居住及びサロンスペースがある場合は、明確に区分されていること。

7. 講師について

(1) ネイル専門学科は次の要件を満たすこと。

(ア) 協会が認定する本部認定講師 1 名以上が当該校の登録講師として勤務し、ネ

イル教育全般を管理すること。

(イ) 登録された本部認定講師は、複数の教育施設の登録講師になることはできない。

(ウ) 原則として、1回の授業における生徒数20名に対して1名以上の割合で認定講師を配置すること。ただし、理論の授業を除く。

(2) 理美容ネイル学科は、理容師・美容師・協会認定資格を有する者が教育を行うこと。

(3) 理美容ネイル専攻学科は次の要件を満たすこと。

(ア) 協会が認定する認定講師1名以上が当該校の登録講師として勤務し、ネイル教育全般を管理すること。

(イ) 登録された認定講師は、複数の教育施設の登録講師になることはできない。

(ウ) 原則として、1回の授業における生徒数20名に対して1名以上の認定講師を配置すること。それを超えた場合は、授業の内容に応じて、理容師・美容師・協会認定資格を有する者を講師として配置すること。ただし、理論の授業を除く。

8. 記録について（表簿類）

(1) 理美容ネイル学科と理美容ネイル専攻学科については、管轄の行政機関の規則に準ずる表簿類を備え、定められた期間保管すること。

(2) ネイル専門学科については、次の表簿類が備えられ、学籍簿については10年間以上、その他の表簿については5年間以上保管すること。

(ア) 学則（次の事項を明記すること）

a) 目的

b) 名称・所在地

c) 協会が定めた指定カリキュラム・履修期間・生徒定員数

d) 休校日

e) 授業時間の設定（1時間の実質時間について）

f) 入学時期・入学の選考方法（入学資格）

g) 入学・休学・退学・賞罰について

h) 修了（卒業）の認定および成績評価

i) 入学金・授業料・その他の納入および返金について

j) 教職員組織

(イ) コース別教材リスト

(ウ) シラバス（授業計画の概要書、カリキュラムを含む）

(エ) 学籍簿

(オ) コース別受講者リスト

(カ) 個人カルテ（履修簿）

(キ) 卒業生名簿

(ク) 日誌（開講日の教育実施状況、生徒の出席状況など）

(ケ) 講師名簿（指定カリキュラムの担当講師名と取得資格）

- (コ) 出勤簿
- (サ) 発信簿、受信簿

第 3 条 認定の拒否事由

前条の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、協会は認定を拒否する場合がある。

1. 認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日から 5 年を経過しないもの
2. 反社会的勢力がその事業活動に大きく影響を及ぼしているもの
3. その他、協会が不相当と認めたもの

第 4 条 JNA 認定校の責務

JNA 認定校は、教育施設の運営を適切に行うため、次の事項についても責任を果たさなければならない。

1. 関連する法令の遵守
 - (1) 医師法、医薬品医療機器等法、理容師法、美容師法等の人の身体に直接触れる職業に関する法律
 - (2) 特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法等の消費者の保護に関する法律
 - (3) 個人情報の保護に関する法律（肖像権含む）
 - (4) 消防法
 - (5) その他の法令
2. 入学に際して事前に説明すべき事項
 - (1) 学則の各項目
 - (2) JNA 認定校制度
 - (3) カリキュラムの内容（シラバス）
 - (4) 教材
 - (5) 納付金の種類（入学金、授業料、教材費等）および金額、納付方法
 - (6) 入学辞退、退学、休学、賞罰、在学期間及び履修期間について
 - (7) その他必要な情報
3. 財務面における健全性
 - (1) 入学金、授業料、教材費等の納付金が適正な金額であること。
 - (2) 財政面についても健全であること
4. その他
適正な運営を行い、在校生等が不利益を被ることがないようにすること。

第5条 申請から登録について

1. JNA 認定校の認定を申請する場合は、次の書類を協会に提出し、費用を納入しなければならない。なお、ネイル専門学科の申請については、別途定める JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請手続きと申請基準細則に基づいて申請を行うこととする。

- (1) JNA 認定校申請書
- (2) 施設・設備の概要報告書
- (3) 教育施設の図面
- (4) 会社法人印鑑証明書（6ヶ月以内）
- (5) 施設の賃貸借契約書、もしくは不動産登記簿謄本
- (6) 学則
- (7) 講師の名簿（担当コースと取得資格）
- (8) シラバス（協会指定のコース別カリキュラムおよび授業計画など）
- (9) コース別教材リスト
- (10) 学校案内
- (11) 申請料 50,000 円

申請料は、認定登録されなかった場合でも返還しないものとする。

2. 協会は、JNA 認定校の申請に対して、次のように審査を行い、認定および登録を行う。なお、ネイル専門学科の認定および登録については、別途定める JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請手続きと申請基準細則に基づいて行うこととする。

- (1) 提出された申請書等の書類審査を行う。
- (2) 書類審査後、現地視察調査を行う。
 - (ア) 現地視察調査の日時は、あらかじめ JNA 認定校申請中の教育施設に通知する。
 - (イ) JNA 認定校申請校の教育施設により提出された書類の項目に沿って、現地視察調査を実施する。
 - (ウ) 現地視察調査は、JNA 認定校申請中の教育施設の所在地に直接訪問し、施設・設備・関係書類の要件を確認し、面接および聞き取りの方法により実施する。
なお、調査事項の内容に応じて、関係書類または現場等を直接確認する。
 - (エ) 現地視察調査の実施に当たっては、必要に応じて授業を視察することも実施する。
- (3) 書類審査・現地視察調査の結果をもとに理事会で認定の可否を審議し、適切と認められた場合は JNA 認定校として認定される。その後、定められた期限内に登録料 250,000 円を納入することにより登録手続きが完了する。
なお、登録後に如何なる事由があっても返還しないものとする。
- (4) JNA 認定校の登録は、年 2 回の 4 月 1 日と 10 月 1 日とする。また、申請から登録までの期間に関する詳細は下表の通りとする。ただし、ネイル専門学科については、JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請手続きと申請基準細則に基づくものとする。

- (5) 登録期間は2年間とする。ただし、初回の期間に関しては翌々年の3月末日迄とする。

第6条 権利および特典

1. JNA 認定校で作成、発行する印刷物（広告、ホームページ等）には、協会が定める広告表示規則（認定校の広告表記に関する規則、認定校ロゴマーク使用に関する規則）に則って、次の表示、およびマーク（ロゴ）を使用することができる。
 - (1) JNA 認定校である旨の表示。
 - (2) 認定校のマーク（ロゴ）の使用。
2. その他の権利および特典については別表に定める。（別表④参照）

第7条 JNA 認定校として認定された教育施設に関する特例

1. JNA 認定校として既に認定された教育施設が、新たな場所に教育施設を新設する場合は、次の条件をすべて満たすことで第2条2項の規定を除外する。
 - (1) 同じ教育施設名を使用すること。
 - (2) 経営母体および経営者が同一であること。
 - (3) 教育内容、教材等が同一であること。
 - (4) 登録を行う予定の本部認定講師（本部認定講師資格を取得してから1年以上経過していること）が、認定された教育施設内で2年以上の教育実績を有していること。
2. JNA 認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合は、JNA 認定校としての効力の停止または認定が取り消される場合がある。ただし、経営権が移動した後も次の要件を2年間に変更せず、一定の教育水準を保つことを条件に特例を認める。
 - (1) 同じ教育施設・同じ施設名
 - (2) 登録された本部認定講師
 - (3) カリキュラム
 - (4) 学費（授業料・教材費・その他）

第8条 更新

1. JNA 認定校は年に1度、協会に対して「JNA 認定校実務調査に関する報告書」を毎年3月末日までの正確な内容を記入し、協会の指定する期日までに提出すること。協会は報告書を確認し、必要に応じてJNA 認定校の再視察を行う場合がある。

2. JNA 認定校の登録は、期間満了の 2 ヶ月前までに書類による申し出がない限り、更新されるものとする。

第 9 条 登録内容の変更

1. JNA 認定校登録時に届け出た記載事項に変更が生じた場合には、当該事象発生から 2 週間以内に協会へ変更した旨の届け出を行わなくてはならない。ただし、施設に関する変更は当該事象発生する 2 ヶ月前までに協会へ変更する旨の届け出を行うこと。
変更の届け出は、「JNA 認定校登録変更届」、「施設・設備の概要に関する変更届」、また必要に応じて改定された学則等を提出することとする。
変更によって第 2 条各項の要件を満たすことが出来ない場合は「経過処置願い」を提出し、是正に努めること。
2. JNA 認定校は、第 2 条各項の規定を満たさない事象が発生した場合、2 週間以内に協会へ届け出るとともに、当該事象発生から 6 ヶ月以内に規定を満たさなければならない。
3. 協会は、変更事項の内容に応じて JNA 認定校の再視察を行う場合がある。なお、再視察費用は 3 万円とし、JNA 認定校に請求する。

第 9 条の 2 JNA 認定校の再視察について

1. 協会は、前条の変更手続きにより認定校が次の各号のいずれかに該当する場合、当該認定校に対して再視察を行うことができる。
 - (1) 登録本部認定講師が変更となった場合
 - (2) 協会に届け出ている住所から移転を行った場合
 - (3) 譲渡により運営法人が変更となった場合（第 7 条 2 項）
 - (4) 当該認定校に対する苦情、通報、または調査により運営状況に懸念が生じた場合
 - (5) その他、協会が再視察を必要と認めた場合
2. ただし、学校法人が設置する認定校については本条の適用を除外する。
3. 再視察を実施する場合は、原則として事前にその理由および実施日時、視察内容等を認定校に通知するものとする。ただし、緊急を要すると協会が判断した場合はこの限りでない。
4. 協会は、再視察の結果に基づき、認定の維持、是正指導、認定の一時停止または取消し等の措置を講じることができる。これらの措置に関する詳細は、第 12 条の定めによるものとする。
5. 前項の措置に関し、協会は認定校に対し、必要に応じて意見の申述または弁明の機会を与えるものとする。

第 10 条 JNA 認定校の休校について

1. JNA 認定校を休校する場合は、休校届に次の事項を記載し、休校する 6 ヶ月前に協会に承認を得なければならない。
 - (6) JNA 認定校の名称および所在地
 - (7) 休校の予定期間 年月日～年月日
 - (8) 休校の理由
 - (9) 在学中の生徒の処置方法
2. 休校中であっても法人正会員の年会費は納入するものとする。
3. 休校期間は最長 1 年間とし、それまでに再開できない場合は JNA 認定校の登録を抹消する。
4. 休校中の JNA 認定校が学校運営を再開する場合は、再開申請書を協会に提出する。協会は必要に応じて現地視察調査を行う。

第 11 条 JNA 認定校の取り消しおよび廃止について

1. JNA 認定校の取り消しとは、当該教育施設での教育は継続するが認定校登録期間の途中で認定校登録を終了し、権利や義務を放棄することを言う。JNA 認定校の廃止とは、当該教育施設での教育終了に伴い、認定校登録を終了することを言う。
2. JNA 認定校を取り消したい場合（更新を希望しない場合を含む）は、認定校取り消し届に次の事項を記載し、取り消しする 2 ヶ月前までに届け出をし、協会に承認を得なければならない。
 - (1) JNA 認定校の名称および所在地
 - (2) 取り消しの予定年月日
 - (3) 取り消しの理由
 - (4) 在学中の生徒の処置方法
3. JNA 認定校を廃止しようとするときは、廃止届に次の事項を記載し、廃止する 2 ヶ月前までに届け出をし、協会に承認を得なければならない。
 - (1) JNA 認定校の名称および所在地
 - (2) 廃止の予定年月日
 - (3) 廃止の理由
 - (4) 在学中の生徒の処置方法
4. JNA 認定校が廃止する場合は、原則として在学中の生徒をすべて卒業させなければならない。
5. 認定校取り消し届、廃止届の提出が遅れる場合は遅延理由書を添付することとし、正当な理由と認められない場合、承認が得られない場合がある。
6. JNA 認定校を取り消しもしくは廃止する際は、貸与された認定校登録証（プレート）を

返却するものとする。

第 12 条 JNA 認定校の権利の停止および取り消し等

1. JNA 認定校が次の事項に該当する場合、協会は理事会に諮り、JNA 認定校としての権利の一部又は全部を停止し、失効または取り消しをすることがある。
 - (1) 年会費を 1 年以上未納の場合。
 - (2) JNA 認定校登録変更届、または施設・設備の概要の変更届が規定の期間内に提出されなかった場合。
 - (3) 第 9 条 2 項の期間内に第 2 条各項の規定を満たせない場合は、満たすまでの間、JNA 認定校としての効力を停止する。
 - (4) JNA 認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他者に譲渡された場合
 - (5) 協会の諸規程に違反した場合。
 - (6) 偽りその他不正の手段により各種申請を行った場合。
 - (7) 協会および JNA 認定校の名誉を著しく失墜させた場合。
 - (8) 差押、仮差押もしくは仮処分の命令、通知が發送され、または競売の申し立てを受け、もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (9) 支払の停止または破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の申し立てがあったとき。
 - (10) 監督官庁から行政処分を受け、または営業を停止したとき。
 - (11) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡処分となったとき。
 - (12) 資産、信用、支払能力に重大な変更を生じたとき。
 - (13) その他協会が不相当と判断した場合。
2. 協会は、JNA 認定校としての権利の停止または取り消したときは、当該 JNA 認定校に対し、文書で通知するとともに、協会広報誌およびホームページで公告するものとする。
3. 第 1 項の処分は、前項の通知を發送した日の翌日から効力を発するものとする。

第 12 条の 2 JNA 認定校の違反行為への対応

1. 前条の措置の具体的な内容は以下のとおりとする。
 - (1) 注意、指導
 - (2) 是正勧告または警告書の提出
 - (3) 認定校の権利の一部又は全部の停止、執行
 - (4) 認定校の取消、本部認定校の降格
2. 前項の措置は文書で通告する。ただし、当該認定校には事前に理事会にて弁明の機会を与えることができる。

3. 必要に応じて、JNA は当該認定校の違反内容を公表することがある。

第 12 条の 3 報告義務

1. 認定校は、第 12 条に違反し外部機関（行政、警察、メディア等）による調査・指導を受けた場合、又は協会から求められた場合、その他重大な違反事案の場合、速やかに当法人に書面で報告しなければならない。
2. 報告内容には、発生日時・当事者・事実関係・初動対応・再発防止策を明記することとする。

第 12 条の 4 特別審査委員会の設置について

1. 第 12 条の 2 (3) (4) の措置を行う必要性が生じた場合、協会は理事会の承認を経て特別審査委員会を設置して、当該措置案の審査・適否判断を行い、理事会に対して答申することを任務とする。
2. 特別審査委員会は、JNA 理事のほか、外部有識者、第三者委員などを含めて構成するものとし、中立性・公平性を確保した審議を行う。
3. 特別審査委員会は、以下の事項について審査し、答申を行う。
 - (1) 当該認定校の違反内容の事実認定
 - (2) 行為の重大性、過失の有無、再発防止策の有効性
 - (3) 処分の妥当性および他の認定校との公平性の確保
 - (4) 処分に代わる是正措置・研修義務などの提案
 - (5) その他、JNA の信用・社会的責任に関わる判断事項

第 13 条 異議申立て

1. 前条の規定により JNA 認定校としての権利の停止、失効または取り消しの処分がなされた場合、当該 JNA 認定校は、前条第 3 項の効力発生日から起算して 10 日以内に書面にて異議申立てをすることができる。
2. 協会は、前項の異議申立てに基づき再審査し、正当な理由があると認める場合は、処分を取り消し、または変更するものとする。

第 14 条 管理責任

1. JNA 認定校において発生した問題は JNA 認定校の責任と負担において解決するものとし、協会はなんら責任を負わないものとする。

第 15 条 その他

1. その他、本規程の改定ならびに本規程に該当しない事項については、理事会にて討議し定めるものとする。
2. 本規程を実施するために必要な事項については、別途細則等で定めるものとする。
3. 認定校の運営実態の確認が必要な際は、任意の時期に再視察、認定校規程第 2 条に掲げられた表簿類を確認することができるものとする。

附則（抄）

1. 本規程は 2011 年 4 月 1 日より施行する。
2. 大学ならびに専門学校が行う JNA 認定校の申請に関しては、「ネイル専門学科」の基準で審査し、認定を行う。ただし、ネイリスト技能検定試験 1 級レベルに対応する 240 時間以上のカリキュラムについては、学則で定めた修業期間内に修了できる授業計画を有することとし、ネイルに関する授業の開講日数も当該校の裁量とする。
3. 理美容学校を設置する同一の法人が有する大学あるいは専門学校（文部科学大臣認可）で行う協会の趣旨に則したネイル教育課程については「理美容ネイル専攻学科」の基準で審査し、認定することができる。

附則（抄）

1. 本改訂版は 2014 年 4 月 1 日より施行する。
2. JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請手続きと申請基準細則の施行に伴い、2015 年 10 月のネイル専門学科の新規登録申請受付は行わない。

附則（抄）

1. 本改訂版は 2017 年 10 月 1 日より施行する。

附則（抄）

1. 本改訂版は 2019 年 4 月 1 日より施行する。

附則（抄）

1. 本改訂版は 2024 年 4 月 1 日より施行する。

附則（抄）

1. 本改訂版は 2026 年 4 月 1 日より施行する。

【別表①】カリキュラム一覧

分類	内容	指定カリキュラム	推奨カリキュラム	指定カリキュラム	
		ネイリスト アドバンスドコース カリキュラム	ネイリスト プロフェッショナルコース カリキュラム	ネイリスト ベーシックコース カリキュラム	
		ネイリスト技能検定試験 1～3級相当	ネイリスト技能検定試験 2～3級相当	ネイリスト技能検定試験 3級相当	
理論	必修科目	ネイルの歴史	10時間以上	10時間以上	8時間以上
		ネイル技術体系			
		爪の構造と働き			
		ネイルのための皮膚科学			
		ネイルのための生理解剖学Ⅰ			
		ネイルのための生理解剖学Ⅱ			
		爪の病気とトラブル			
		消毒法			
		マッサージ理論			
		化粧品学(ネイル用化粧品)			
		色彩理論			
		ネイルカウンセリング			
		プロフェッショナリズム			
		サロン環境			
技術理論					
理論合計		10時間以上	10時間以上	8時間以上	
実技	必修科目	テーブルセッティング/ネイルケアデモンストレーション	50時間以上 (モデル25時間以上)	50時間以上 (モデル25時間以上)	32時間以上 (モデル16時間以上)
		プレマニキュア(テーブルセッティング)			
		手指消毒			
		ポリッシュオフ			
		ファイリング			
		キューティクルクリーン			
		カラーリング、フラットアート(ベーシックコースのみ)			
		ハンドマッサージ			
		全工程のトレーニング			
		イフスクリンペーション			
	リペア	100時間以上 (モデル50時間以上)	10時間以上 (モデル5時間以上)	/	
	チップ&ラップ				
	スカルプチュア(アドバンスドコースのみ)				
	チップ&オーバーレイ(アドバンスドコースのみ)				
	アート	フラットアート	20時間以上 (モデル4時間以上)	5時間以上 (モデル1時間以上)	/
		エンボスアート			
		3Dアート			
		ミックスメディア			
	選択科目	フットケア(フットケアカリキュラム参照)	/	/	/
検定試験対策					
ジェルネイル(ジェルネイルカリキュラム参照)					
ネイルサロンの衛生管理					
サロンワーク実技 等					
実技合計		230時間以上	110時間以上	32時間以上	
総合計(理論+実技)		240時間以上	120時間以上	40時間以上	

※ 本規程における指定カリキュラムおよび推奨カリキュラム記載の実技科目ごとの時間数(モデルに施術する時間数を含む)は、規程として必要な時間数を示している。規程の時間数を超えて行う場合、モデルとトレーニングハンド・モデルハンドの使用比率及び時間数は、認定校の裁量とする。

※ 必修科目の実技合計時間が 230 時間に満たない場合は、カリキュラム全体の実技合計時間が 230 時間になるように各校で選択科目を追加すること。

【別表④】

2026年4月1日

認定校の権利と特典（第6条2項）

カテゴリー		項目	内容
認定校としてのアピール	1	「JNA認定校」表記の許可 認定校マークの使用提供 認定校登録証（プレート）の貸与	安心・安全で、協会が認定した学校として、対外的に宣伝が可能。
	2	メディア、Webサイト等にアピール	ネイル専門誌や女性誌にJNA認定校をアピール等
	3	HP等に広報的サポート	協会広報での訴求、HP、ポータルサイトnail.jp、会報誌への広告掲載(有料)
学校運営サポート	1	「衛生管理士」資格受講生公募	JNA認定校における『ネイルサロン衛生管理士』資格講習会に一般受講生の受入れが可能。
	2	nail.jpへの情報の掲載	ネイルポータルサイトnail.jpへ情報掲載。
	3	入学式・卒業式へのお祝い文送付	希望により、入学式・卒業式の際にお祝い文を送送。
	4	JNA認定校限定の企画実施	JNA主催イベントにてJNA認定校限定として「JNA認定校ネイティフルコンテスト」を開催。
教育サポート	1	「ジェル検定【各級】」自校開催	JNA認定校において、『ジェルネイル技能検定【各級】』を自校で実施できる制度。
	2	「衛生管理士」自校開催	JNA認定校において、「衛生管理指導員」資格を持つ者が在籍する場合、JNAの委託のもとに、自校施設を使つての講習を実施出来る制度。
	3	「技術管理者」自校開催	JNA認定校において、「技術管理指導員」資格を持つ者が在籍する場合、JNAの委託の元に自校施設を使つての講習を実施できる制度。
	4	「フットケア検定」自校開催	JNA認定校において、「フットケア検定指導員」資格を持つ者が在籍する場合、JNAの委託の元に自校施設を使つての検定試験を実施できる制度。
	5	「キャリアパス」自校開催	JNA認定校において、「キャリアパス指導員」資格を持つ者が在籍する場合、JNAの委託の元に自校施設を使つての講習を実施できる制度。
	6	「化学物質管理講習会」自校開催	JNA認定校において、「化学物質管理指導員」資格を持つ者が在籍する場合、JNAの委託の元に自校施設を使つての講習を実施できる制度。
	7	JNA認定校向けの研修会の実施	教員を対象としたセミナーを開催。
検定試験・講習会	1	運営補助金の支払い及び自校開催	JNA認定校として協会より検定試験及び講習会につき、運営補助金が支払われ自校開催が認められる。詳細については、別途定める。
情報提供	1	会報誌Natifulの配布	法人会員として25部配布
	2	ネイル白書の提供	2年に1度発行されるネイル白書を贈呈
	3	認定校専用ページでの情報発信	認定校のみが閲覧できる専用ページにて、情報を発信。
	4	メールマガジンによる情報発信	各種イベントに合わせて、メールマガジンで情報をタイムリーに発信。
	5	JNAが保有する各種画像の提供	JNAが保有する各種画像の提供。認定校においてホームページや学校案内パンフレット等で使用が可能。（使用条件有り）
認定校在校生・卒業生メリット	1	主催イベント等参加優遇	コンペ出場優遇 / 主催イベントで無料招待券を一律部数配布
	2	JNA個人正会員 入会金免除	認定校生徒は、個人正会員入会金（1万円）を免除
	3	表彰制度の創設	認定校からの申請による優秀卒業生への表彰
	4	認定講師資格を認定校卒業生に限定	認定講師資格試験の受験条件に、認定校卒業を2012年より追加
割引特典	1	テキスト・DVDの割引販売	JNA認定校として60%価格で販売（部数の制限あり）※外税

JNA 本部認定校制度細則

第1条 総則

本規程は、JNA 認定校規程（2026年4月1日施行）第1条4項に基づき、JNA 本部認定校制度の運用に関し、必要な事項を定める。

第2条 目的

JNA の活動趣旨に賛同し JNA の事業に積極的に参画する意思があり、ネイル教育に関する長年の実績と高い水準の教育を維持している JNA 認定校を JNA 本部認定校とする

第3条 対象学科

一定の条件を満たした JNA 認定校（ネイル専門学科、理美容ネイル学科、理美容ネイル専攻学科）を対象とする。

第4条 申請条件

別表（本部①参照）の通り、学科ごとに申請条件を定める。

第5条 申請から登録について

1. JNA 本部認定校に申請する場合は、次の書類を協会に提出し、費用を納入しなければならない。
 - (1) JNA 本部認定校申請書
 - (2) JNA 本部認定校申請書 実績レポート
 - (3) 申請料 30,000 円
申請料は、認定登録されなかった場合でも返還しないものとする。
2. 協会は、JNA 本部認定校の申請に対して、次のように審査を行い、認定及び登録を行う。
 - (1) JNA 本部認定校審査委員会にて、別表（本部①参照）の申請条件の適合状況、別表（本部②）の審査項目の内容について、提出された申請書等の審査を行う。
 - (2) 書類審査後、現地視察を行う。
 - (ア) 現地視察調査の日時は、あらかじめ JNA 本部認定校申請中の教育施設に通知する。
 - (イ) JNA 本部認定校申請校の教育施設により提出された書類の項目に沿って、現地視察調査を実施する。
 - (ウ) 現地視察調査は、JNA 本部認定校申請中の教育施設の所在地に直接訪問し、施設・設備・関係書類の要件を確認し、面接及び聞き取りの方法により実施する。なお、調査事項の内容に応じて、関係書類または現場等を直接確認する。

(エ) 現地視察調査の実施に当たっては、必要に応じて授業を視察することも実施する。

- (3) 書類審査・現地視察調査の結果をもとに理事会で認定可否を審議し、適切と認められた場合は、JNA 本部認定校として認定される。その後定められた期間内に認定登録料 50,000 円を納入することにより登録手続きが完了する。

なお、登録後にいかなる事由があっても返還しないものとする。

- (4) JNA 本部認定校の登録期間は 1 年間とする。

第 6 条 権利および特典

1. JNA 本部認定校で作成、発行する印刷物（広告、ホームページ等）には、協会が定める広告表示規則（本部認定校の広告表記・ロゴマーク使用に関する規則）に準じて、次の表示、およびマーク（ロゴ）を使用することができる。
 - (1) JNA 本部認定校である旨の表示。
 - (2) JNA 本部認定校のマーク（ロゴ）の使用。
2. その他の権利および特典については別表に定める。（別表：本部③参照）

第 7 条 更新

1. JNA 本部認定校は年に 1 度、協会に対して「JNA 本部認定校運営報告書」を毎年 3 月末日までの正確な内容を記入し、協会の指定する期日までに提出すること。協会は報告書を確認し、必要に応じて JNA 本部認定校の再視察を行う場合がある。
2. JNA 本部認定校の登録は、「JNA 本部認定校運営報告書」の提出により、原則更新されるものとする。

第 8 条 取り消し

1. 協会が JNA 本部認定校の活動を不相当と判断した場合、協会は理事会に諮り、JNA 本部認定校としての権利の全部又は一部を停止し、失効または取り消しをすることがある。この場合の手続き等は JNA 認定校規程にしたがうものとする。
2. JNA 本部認定校として認定を受けた教育施設の経営権が他社に譲渡された場合、JNA 本部認定校としての効力の停止または JNA 本部認定校の認定が取り消される場合がある。

第 9 条 雑則

この細則に定めるもののほか、JNA 本部認定校制度運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この細則は、2016 年 10 月 1 日から施行する。
2. 本制度については定期的に制度の見直しを実施しネイル業界や社会情勢に則した制度運営を行う。

【別表:本部①】 JNA 本部認定校 申請条件

条件	ネイル専門学科	理美容ネイル専攻学科	理美容ネイル学科
目的	JNAの活動趣旨に賛同し、積極的に参画する意思のある、ネイル教育に関する長年の実績と高い水準の教育を維持しているJNA認定校をJNA本部認定校とする		
実施時期	2年に1度(西暦偶数年)		
認定期間	JNA認定校としての認定期間が、申請日において 原則として 10年以上有すること		
登録期間	1年(更新制)		
審査方法	JNA本部認定校審査委員会による書類審査+現地視察		
諸費用	申請料=30,000円、認定登録料=50,000円		
教育内容	該当教育施設内では ネイル、美容に関する教育のみを行うこと	特に規程無し	
教育方法	理論、実技共に該当校舎に所属する認定講師以上の資格を有する者が実施すること	ネイルの教育科目においては登録講師が主体として管理及び教育を行っていること	
講師条件	<ul style="list-style-type: none"> ・常任本部認定講師以上を正社員として雇用していること ※該当校舎(もしくは同一運営法人が運営する系列の認定校)において5年以上の勤務実績を有する事 または ・登録本部認定講師として本部認定講師以上を2名登録すること ※該当講師の勤務形態は問わない ※登録本部認定講師は他校での兼任不可(所属講師は可) 	登録認定講師が本部認定講師以上 ※該当講師の勤務形態は問わない	
JNA本部認定校としての責務	JNAが主催する各種イベント、コンペティション、会議、セミナーに積極的に参加すること		

※ネイル専門学科の認定期間については、旧規程におけるネイル専門校としての認定期間と新規におけるネイル専門学科の認定期間を合算した期間とする。

※理美容ネイル専攻学科の認定日は、理美容ネイル学科(旧 JNA 認定校規程における「認定理美容学校」を含む)としての認定日から10年以上とする。

※旧 JNA 認定校規程におけるネイル併設校での活動期間は、認定期間に算入しない。

※美容に関する教育とは、理容、美容に関する教育、もしくはエステ、メイク、着付け等のトータルビューティーに関する教育を指す。

※本部認定校申請を行う認定校が、登録期間中に JNA 認定校規程第7条「JNA 認定校として認定された教育施設に関する特例」を適用した場合は、原則として理事会にて適宜内容の確認を行うこととする。

【別表：本部②】 JNA 本部認定校 審査項目

項目	内容
卒業生数 実績	過去 10 年間の卒業生数の輩出状況を確認 ① アドバンスドコース(JNEC1～3 級相当) ② 施設全体
受験実績	過去の検定試験受験者数を確認 ① ネイリスト技能検定試験 ② JNA ジェルネイル技能検定試験
自校実施 制度等の 開催実績	① JNA ジェルネイル技能検定 自校開催の開催実績 ② 衛生管理士講習会の開催実績
特記事項	※ <u>下記内容をレポート形式にて提出</u> ・生徒のコンペティション参加実績・入賞歴 ・所属認定講師の協会行事(検定試験・イベント等)への貢献度 ・その他

【別表：本部③】 JNA 本部認定校 権利および特典

■JNAジェルネイル技能検定「自校開催制度」

		ネイル専門学科	理美容ネイル学科	理美容ネイル専攻学科	<本部認定校> ネイル専門学科	<本部認定校> 理美容ネイル学科	<本部認定校> 理美容ネイル専攻学科
初級	試験方法	「校内筆記」 実技：校内審査 筆記：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験	「自校審査」 実技：校内審査 ※1 筆記：校内審査		
	試験官	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：2名 ※2 協会派遣：0名		
中級	試験方法	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験 筆記：校内受験		
	試験官	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：2名 ※2 協会派遣：0名		
上級	試験方法	「自校実施」 実技：校内受験	-	「自校実施」 実技：校内受験	「自校実施」 実技：校内受験		
	試験官	自校講師：1名 協会派遣：1名	-	自校講師：1名 協会派遣：1名	自校講師：2名 ※2 協会派遣：0名		
「中級」・「上級」自校実施試験 最少催行人数		3名以上	3名以上	3名以上	1名以上		

※1 ジェルネイル初級推奨カリキュラムを修了し、当該校内で初級実技レベルに達していると確認された生徒を対象とする。

※2 別途、協会が指定する基準を満たした自校所属の講師が試験官を務めることができるものとする。

■修了証発行

	ネイル専門学科	理美容ネイル学科	理美容ネイル専攻学科	<本部認定校> ネイル専門学科	<本部認定校> 理美容ネイル学科	<本部認定校> 理美容ネイル専攻学科
ネイリスト協会賞 (年間1名)	○	○	○		○	
本部認定校修了証 (発行枚数に制限無)	-	-	-		○	

【細則】

2019年4月1日

JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請手続きと申請基準細則

第1条 総則

本規程は、JNA 認定校規程（2019年4月1日施行）第2条2項に基づき、JNA 認定校（ネイル専門学科）の申請に関し、必要な事項を定める。

第2条 申請手続き方法

新規で申請する場合は、以下の手続きに則り申請を行うこと。（別表：申請②参照）

(1) JNA 認定校申請説明会の参加

JNA 認定校申請説明会参加にあたっては、説明会参加申請の段階で該当教育施設において1年間以上の教育実績を有することとする。

(2) 法人正会員登録申請

(3) 仮申請

仮申請時は、JNA 認定校規程第5条1項（1）～（10）で定める書類を提出すること。

(4) 運用期間

仮申請後の運用についてはJNA 認定校規程に基づくこと。

(5) 本申請および申請料の納付

本申請時には、本細則第2条3項の仮申請時に提出した各書類において変更が生じた書類およびJNA 認定校申請書の提出と申請料の納付を行うこととする。

第3条 教育実績基準

JNA 認定校規程第2条2項で定める2年間以上の教育実績については該当教育施設におけるネイルに関する教育実績に限定する。この教育実績のうち、仮申請後の運用期間については、その申請内容に則って運営を行うこととする（教育施設、登録本部認定講師）。なお運営についてはJNA 認定校規程で定められた指定カリキュラムの運用を必須とし、その管理については協会が指定する表簿類を用いて記録、保管すること。記録すべき書類の雛形は、JNA 認定校申請説明会にて最新版を入手すること。

第4条 表記

本細則第2条にある仮申請の正式受理後「JNA 認定校申請手続中」と表記することができる。

附則

この細則は、2016年4月1日認定校登録分から発効する。

【別表：申請】

申請から登録までの流れ

手続き内容	4月1日認定の流れ	10月1日認定の流れ
① JNA認定校申請説明会に参加	認定登録の前々年12月～前年1月	認定登録の前年6月～7月
▼	▼	▼
② 法人正会員登録申請	認定登録の前年2月末日まで	認定登録の前年8月末日まで
▼	▼	▼
③ 仮申請	認定登録の前年3月末日まで	認定登録の前年9月末日まで
▼	▼	▼
④ JNA認定校規程に基づいた運用期間	認定登録の前年4月～	認定登録の前年10月～
▼	▼	▼
⑤ 本申請、申請料の納付	12月末日まで	6月末日まで
▼	▼	▼
⑥ 訪問視察	1月～2月	8月～9月
▼	▼	▼
⑦ 定例理事会にて認定可否を審議	3月	9月
▼	▼	▼
⑧ JNA認定校 正式登録	4月1日	10月1日

※④JNA認定校規程に基づいた運用期間では、その申請内容に則って運営を行う事
(教育施設、登録本部認定講師、表簿類)

【関連規則】

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校の
広告表記に関する規則

<2012年1月>

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校は、広告・印刷物・ホームページなどに以下の正式・略式表記が可能となります。

また、表記の際には、各認定校の認定番号を必ず記載してください。

◆ 正式表記 ◆

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校

◆ 略式表記 ◆

日本ネイリスト協会 認定校
JNA認定校

<広告表記例>

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校 1234-1 ネイルスクール Natiful	○	
日本ネイリスト協会 認定校 1234-1 ネイルスクール Natiful	○	「NPO法人日本ネイリスト協会」は「日本ネイリスト協会」に省略可能。
JNA認定校 [1237-2] ネイティフル美容専門学校	○	「NPO法人日本ネイリスト協会」は「JNA」に省略可能。
ネイリスト協会 認定スクール 1234-1 ネイルスクール Natiful	×	協会名の省略の仕方が適当でない。 認定校の表記が適当でない。
NPO法人日本ネイリスト協会 認定校 ネイルスクール Natiful	×	認定番号が記載されていない。

- 当该校が複数の校舎を持っており、その全てが認定校登録されている場合に限り、学校全体に掛かる認定校表記が可能となります。ただし、どの校舎がどの認定番号なのか明確に記載する必要があります。

JNA認定校 ネイルスクール Natiful 東京校 1234-1、大阪校 1235-1、名古屋校 1236-1	○	どの校舎がどの認定番号なのか分かる形での記載をする。
JNA認定校 ネイルスクール Natiful 東京校、大阪校、名古屋校 [1234-1、1235-1、1236-1]	×	どの校舎がどの認定番号なのか不明確。

- 理美容学校において、複数の学科を持っており、その全てが認定校登録されている場合に限り、学校全体に掛かる認定校表記が可能となります。

JNA認定校 1237-3 ネイティフル美容専門学校 美容科、トータルビューティ科	○	理美容ネイル学科と理美容ネイル専攻学科の両方が認定されている場合は、学校全体に掛かる認定校表記が可能。
--	---	---

- 一部の校舎または一部の学科（コース）に限定して認定校登録されている場合は、該当する校舎または一部の学科（コース）のみが認定校であることを明確に表示しなければなりません。

<例：東京校のみ認定されている場合>

ネイルスクール Natiful 東京校（JNA認定校1234-1）、大阪校、名古屋校	○	該当校舎にのみ認定校である表記と、認定番号の記載をする。
JNA認定校 1234-1 ネイルスクール Natiful 東京校、大阪校、名古屋校	×	認定校表記・認定番号が、全体にかかる場所に記載されてしまっている。
JNA認定校 ネイルスクール Natiful 東京校（JNA認定校1234-1）、大阪校、名古屋校	×	認定校表記が、全体にかかる場所に記載されてしまっている。

<例：ネイルコースのみ認定されている場合>

ネイルスクール Natiful ネイルコース（JNA認定校1234-1）、エステティックコース	○	該当コースにのみ、認定校である表記と認定番号の記載をする。
JNA認定校1234-1 ネイルスクール Natiful ネイルコース、エステティックコース	×	認定校表記・認定番号が、全体にかかる場所に記載されてしまっている。

<例：美容科のみ認定されている場合>

ネイティフル美容専門学校 美容科（JNA認定校1237-2）、トータルビューティ科	○	該当学科にのみ認定校である表記と、認定番号の記載をする。
JNA認定校 1237-2 ネイティフル美容専門学校 美容科、トータルビューティ科	×	認定校表記・認定番号が、全体にかかる場所に記載されてしまっている。

【関連規則】

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校の ロゴマーク使用に関する規則

<2013年7月>

NPO法人日本ネイリスト協会 認定校は、広告・印刷物・ホームページなどに以下の認定校ロゴマークの使用が可能です。

ロゴマーク使用の際には、「認定校の広告表記に関する規則」に則り、各認定校の名称及び認定番号を隣り合う形で周囲に必ず記載してください。

使用にあたっては、下記禁則事項にご注意ください。また、各認定校の学校ロゴマーク等より大きくなることのないようにしてください。なお、掲載ページ全体がモノクロの場合に限り、認定校ロゴマークもモノクロで使用することができます。

■表記例1



■表記例2(モノクロの場合)



禁則事項



色を変更しない



縦横の縮尺等の比率
や形を変形しない



向き、角度を変えない



影、立体化など、特殊
な表現をつけない



エフェクト等を加えない



網掛けなど、識別性が
低くなる表示をしない



解像度を下げすぎない



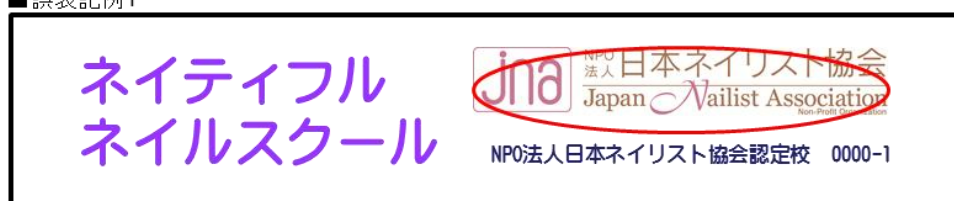
縁取り等を加えない

NPO法人日本ネイリスト協会

認定校表記・ロゴマーク表示でよく見受けられる誤表記

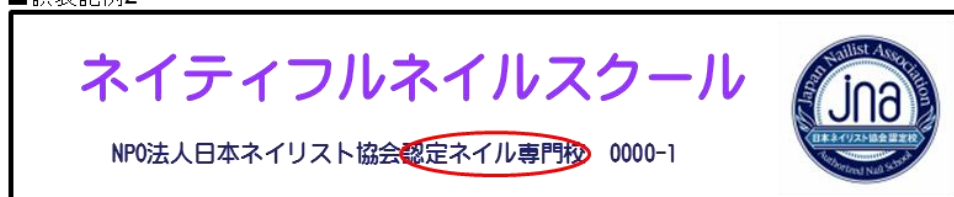
認定校表記・ロゴマークの表示については、規程に基づき、各認定校におかれて、修正頂きますようお願い致します。
修正が確認できない場合、認定校取り消しの措置も検討させていただきますので、予めご了承ください。
なお、よく見受けられる誤表記の例を挙げさせていただきますので、該当する学校におかれては、早急に修正対応をお願い致します。

■誤表記例1



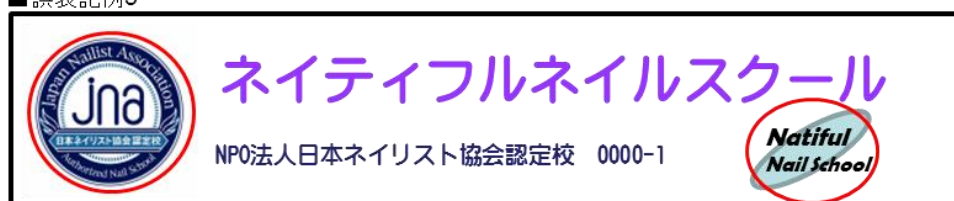
- × 認定校ロゴマークではなく、JNAロゴマークが使われている。
→認定校としてロゴマークを使用する際は、認定校ロゴマークをご使用下さい。

■誤表記例2



- × 認定校表記が旧表記のままになっている。
→「認定校の広告表記に関する規則」に則り、正しい表記を行って下さい。

■誤表記例3



- × 学校のロゴマークより認定校ロゴマークが大きく、目立っている。
→JNAが運営しているネイルスクールに見えるので、大きさ・場所にご配慮ください。

■誤表記例4



- × 認定校ロゴマークではなく、認定ネイルサロンのロゴマークが使われている。
→認定校としてロゴマークを使用する際は、認定校ロゴマークをご使用下さい。

NPO法人日本ネイリスト協会 本部認定校の 広告表記・ロゴマーク使用に関する規則

＜2014年6月＞

NPO法人日本ネイリスト協会 本部認定校は、広告・印刷物・ホームページなどに本部認定校の表記及びロゴマークの使用が可能です。

本部認定校表記及びロゴマーク使用の際には、既にお配りしている「認定校の広告表記に関する規則」「認定校の広告表記に関する規則」に準じて、「認定校」を「本部認定校」と読み替え、認定校表記、認定校ロゴマークと同様に、各本部認定校の名称及び本部認定番号を隣り合う形で周囲に必ず記載してください。

本部認定校表記・ロゴマークの使用を行う際は、次の点にご留意ください。

- ・ロゴマークを使用する際は、本部認定番号を併記。（認定校認定番号不可）
- ・本部認定校表記がない状態で、本部認定校の特典を紹介することは不可。
- ・JNA認定校との併記可能。

◆ 正式表記 ◆

NPO法人日本ネイリスト協会 本部認定校

◆ 略式表記 ◆

日本ネイリスト協会 本部認定校
JNA本部認定校

■ 表記例1(本部認定校のみの表記)

ネイティフルネイルスクール

NPO法人日本ネイリスト協会本部認定校 SS0000-1



■ 表記例2(本部認定校のみの表記。モノクロの場合)

ネイティフル美容専門学校

NPO法人日本ネイリスト協会本部認定校 SS0000-3



NPO法人日本ネイリスト協会


本部認定校表記・ロゴマーク表記に関わる誤表記例

認定校表記・ロゴマークの表示については、規程に基づき、各認定校におかれて、修正頂きますようお願い致します。
修正が確認できない場合、認定校取り消しの措置も検討させて頂きますので、予めご了承ください。
なお、よく見受けられる誤表記の例を挙げさせていただきますので、該当する学校におかれては、早急に修正対応をお願い致します。

■誤表記例1

ネイティフルネイルスクール

NPO法人日本ネイリスト協会認定校 0000-1



- × 認定校と本部認定校の表記が混在している
→本部認定校ロゴマークを使用する際は、認定校ではなく本部認定校の表記を行なって下さい。

■誤表記例2

ネイティフルネイルスクール

NPO法人日本ネイリスト協会本部認定校 SS0000-1




- × 認定校と本部認定校の表記が混在している
→本部認定校表記を行う際は、本部認定校ロゴマークを使用して下さい。

■誤表記例3

ネイティフルネイルスクール

NPO法人日本ネイリスト協会認定校 0000-1

当校は本部認定校なので、JNAジェルネイル検定初級を試験免除の自校実技確認で取得できます。また、JNAから修了証がもらえます。



- × 表記とロゴマークが認定校になっているが、本文や特典説明は本部認定校の内容になっている
→本文や特典紹介において、本部認定校を取り上げる際は、必ず本部認定校を正しく表記して下さい。